

平成 27 年度証券ゼミナール大会

5

第3テーマ Bブロック
中小企業における資金調達について

10

下関市立大学
西戸ゼミナール

15

目次

序章

5 第1章 中小企業の概要

第1節 中小企業の定義

第2節 中小企業の役割

第2章 これまでの中小企業金融について

10 第1節 直接金融

間接金融

ノンバンク

公的金融

第2節 貸し渋りや貸し剥がし問題について

15

第3章 中小企業金融の課題・資金調達方法

第1節 中小企業金融における現状

第2節 中小企業金融における諸問題

第3節 新しい資金調達方法

20 第4節 中小企業における貸出モデル

第5節 現場、アンケート調査

第4章 中小企業のこれからの資金調達

第1節 ABLの行方

25 第2節 P.O.ファイナンス

第3節 協調融資

終章

参考文献

30

序章

アベノミクスに支えられた日本経済は、成長するかのように見えたが、ギリシャ不安からくるヨーロッパユーロに対する不安感、中国のバブルがはじけたことによる株式相場の大暴落の影響を受け、中国経済だけにとどまることなく日本経済や全世界を震撼させる金融不安がいま吹き荒れている状況にある。

こうした経済状況の中で中小企業を取り巻く経済環境などの社会情勢は一向に改善されたとはいえない。

現在、日本における中小企業は、企業全体のうちの 99.7%、従業員全体の 66.9%を占めており、日本経済を支える上で重要な存在となっている。日本経済を支える上で中小企業が重要な存在を担っていることは一目瞭然である。

しかしながら、中小企業は大企業と比べ、規模が小さいことや、自己資本比率が低いことから、自分で資金調達における市場を開く力も備わっていない。その結果、圧倒的に不利な状況にあると言える。つまり、中小企業は、間接金融に依存してしまっている現状にあるのだ。

そのような状況に対応するべく、政府により中小企業金融円滑法が 2009 年 12 月施行されたが、企業そのものの経営の根本的な解決に繋がらず、2013 年 3 月に期日を迎え、中小企業の資金調達における根本的な解決策にはならなかった。

また、情報の非対称性の問題や、銀行による「貸し渋り」、「貸し剥がし」などが行われていることなど、中小企業の資金調達が抱える問題は散財している。

本稿では、1 章で中小企業の概要と役割、2 章で中小企業金融に関する内容を拾い、3 章では、中小企業金融における諸問題に深く触れながら様々な資金調達を考察、現場でのアンケート調査をとり入れる。そして最後に 4 章では我々が提案する中小企業の資金調達方法として P.O. ファイナンスと協調融資についてとりあげる。

第1章 中小企業の概要

第1節 中小企業の定義

5 中小企業の定義とは、中小企業基本法第2条により定められており、その内容を示したのが以下の図表の通りである。ただし、この中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがある。

図表1-1 中小企業の定義

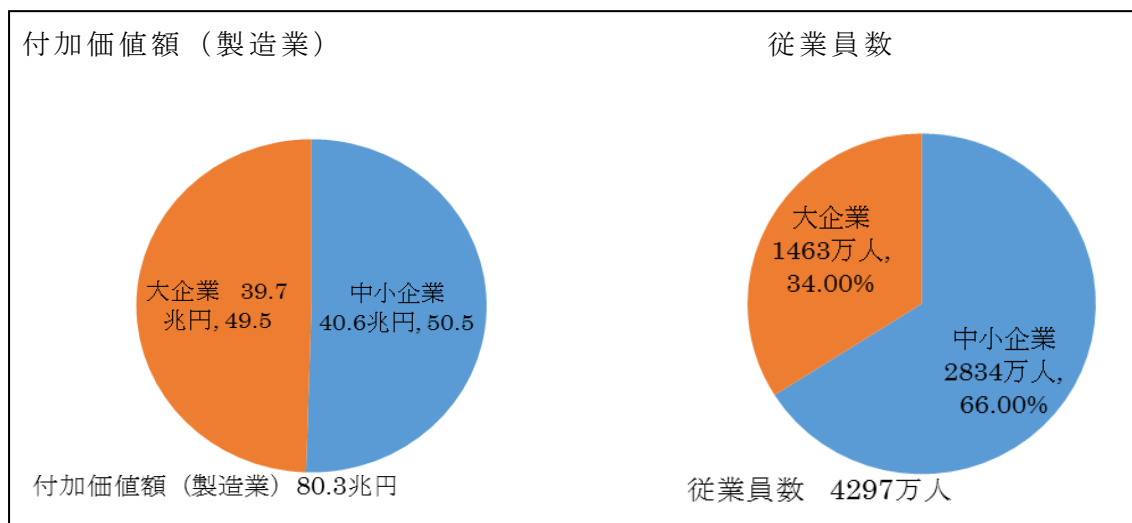
業種区分	中小企業基本法の定義
製造業・その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の企業又は 常時使用する従業員の数が300人以下の企業
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の企業又は 常時使用する従業員の数が100人以下の企業
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の企業又は 常時使用する従業員の数が100人以下の企業
小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の企業又は 常時使用する従業員の数が50人以下の企業

出典：中小企業庁 HP より作成

10 第2節 中小企業の役割

中小企業は、日本国内全体の99.7%、製造業の付加価値額の約5割を占めており、さらに、全従業員数のうちの約3人に2人つまり約66%が中小企業で働いている。つまり、中小企業が日本経済の基盤を形成しているのである。大企業の製品も、その大半が下請け中小企業で作られた部品から構成されており、
15 日本製品の信頼は中小企業が支えている、と言っても過言ではない。(図表1-2)

図表 1 - 2 我が国全体の「付加価値額（製造業）」に占める中小企業の割合と「従業員数」に占める中小企業の割合



5 出典：政府広告オンライン HP より筆者作成

また、地方における中小企業は重い比重を占めており、日本経済及び国内における地域での経済において、重要な役割を果たしていることが分かる。

・「雇用の担い手」

雇用の担い手として量的・質的という両方の観点から中小企業は我が国の労働市場において重要な役割を果たしている。量的な面において従業員の約8割がこれに属することがあげられ、質的な面においては少子高齢化などによる働き手側の変化を汲み取り、女性や高齢者など多様な労働者に対して柔軟な働き方を提供していることがあげられる。

・「成長産業の担い手」

15 中小企業のなかでも革新的な企業の成長は産業フロンティアを構築し、そうした成長企業による新たな事業機会の創出は国の経済を牽引する産業の中核となり得ることがあげられる。

・「多様なニーズの担い手」

20 所得の向上により豊かな時代を迎えるにつれ、消費者のニーズは多様化するようになった。ニーズの多様化は市場における細分化を可能とし、そのなかで中小企業の存在は極めて弾力的なものとなっている。つまりここにおける中小企業はニーズの多様化における商品・サービスの提供を実現していることがあげられる。

・「地域経済の担い手」

地域経済において一定の範囲の地域においてある特定の業種の地元資本の中小企業群からなる企業群が集中的に立地する地場産業はその経済を形成する上で支えとなっている。

- 5 地場産業の特徴として、(地域資源の相対性より)地域外の収入を獲得していること、住民に就業機会を提供していること、地場産業に関連する運輸業など地域内の様々な企業に経済的波及効果を及ぼすことで地域内に付加価値を留めるなどがある。

・「社会的分業構造の担い手」

- 10 中小企業は大企業の下請け企業となることで、親企業は下請け企業を利用することで分業構造を築き、国全体の効率的な生産を実現していることなどがあげられる。

第2章 これまでの中小企業金融について・

- 15 中小企業の資金調達には、金融仲介機関を通すか通さないかによって、直接金融と間接金融の2つに分けることができる。

第1節

・直接金融

- 20 直接金融とは、借り手が貸し手から、直接資金を融通してもらう方法のことである。企業などの借り手が株式や債券などの有価証券を発行して、貸し手から直接的に資金を調達する。つまり、借り手と貸し手の間に、金融仲介機関が存在しない取引のことである。直接金融を行う代表的な金融機関として証券会社がある。証券会社は企業と個人投資家との間に入るが仲介だけしか行わず、
- 25 借り手が債務を返さない場合の責任は負わない。

図表 2 - 1

直接金融（金融仲介機関が介在しない取引）	
資金の調達	企業などの借り手が株式や債券を発行して、貸し手から直接借りる。
リスク	企業などの貸し手が負う。
金融機関	証券会社

出典：金融用語辞典 HP より筆者作成

・間接金融

5 一方、間接金融とは、貸し手と借り手の間に銀行が仲介して、間接的にお金を融通する方法のことである。銀行が預金の形で貸し手から資金を集めて、銀行の責任で借り手に貸し付けを行うのが一般的な方法である。借り手が債務を返さないというリスクは、貸し手ではなく、銀行が担っている。現在、中小企業にとって最も主な資金調達方法であり、間接金融における問題の改善は今後の中小企業の発展に欠かせない。

10 図表 2 - 2

間接金融（金融仲介機関が介在する取引）	
資金の調達	銀行が貸し手から資金を集めて、借り手に貸し付ける。
リスク	銀行が負う。
金融仲介機関	銀行、信用金庫など

出所：金融用語辞典 HP より作成

・ノンバンク

15 銀行からの融資が難しい場合は、ノンバンクからの融資を利用するという方法もある。ノンバンクとは、融資のみで預金する仕組みがない金融機関のことである。具体的には、信販会社、クレジットカード会社、消費者金融会社などが挙げられる。ノンバンクは、貸付原資の資金調達を、銀行などからの借入金や債券などの証券発行によって賄っているため、資金調達コストが銀行などと比べて高くなり、それゆえ貸出金利も銀行と比べ高くなるのが特徴である。

・公的金融

20 公的金融機関とは、公共的な目標達成を目的とした金融機関のことであり、政府が経済発展や国際協力、国民生活の安定などといった政策を実現とした機

関である。具体的には、日本政策投資銀行や日本政策金融公庫や、住宅金融支援機構などの独立行政法人などが存在する。この中でも、中小企業が利用しやすい機関としては、日本政策金融公庫が挙げられる。

5 第2節 貸し渋りや貸し剥がし問題について

金融機関からの融資を行ってもらうためには、借り手である中小企業の経営状態や将来性を高く評価してもらう必要がある。現在、金融機関からの融資の際に発生する問題として、銀行による「貸し渋り」や「貸し剥がし」などの問題が挙げられる。

10 「貸し渋り」とは、金融機関が自己の経営安定を優先し、企業に対する新規ならびに追加の融資を控えることである。金融機関は経営安定を優先することによって、貸し出し態度が厳しくなり、借り手側が資金調達に困難を覚えるのである。

15 「貸し剥がし」とは、融資先企業が契約の約定通りに債務履行しているにも関わらず、約定期間中に、金融機関から追加担保や融資返済を迫られることである。

これらの問題が発生することで、中小企業の資金調達は困難を極めている。中小企業金融の円滑化を図るためには、貸し手である金融機関と借り手である中小企業の相互間において信頼を積み重ねる必要がある。

貸し手である金融機関は、継続的な企業訪問・経営実態の把握・きめ細やかな経営相談・積極的に企業・事業再生に取り組むことが必要である。一方、借り手である中小企業は、信用力の積み重ね・経営改善計画を練り経営努力を怠らない・協力依頼・地域再生への意欲的取り組みのアピールなどを行うことで、金融機関に信頼してもらうことが必要である。こういった、貸し手と借り手の相互の協力により、円滑な資金供給が期待でき、そして中小企業は良い成果を出すことで元利金の支払いに繋がる。

20

25

第3章 中小企業金融の課題と資金調達方法

本章では中小企業金融における環境、それらにおける諸問題、貸し手と借り手側から見た資金供給の現状、更にはリレーションシップ・バンキングやトランザクション・バンキングについてもとりあげていくこととする。

30

第1節 中小企業金融における現状

現在、中小企業金融における主な資金調達方法は間接金融に多くを依存していることが挙げられてきた。輸出の増強を通じて海外経済からの恩恵を受けやすい大企業に対して、個人消費等の伸び悩みが続く国内需要に依存する中小企業との格差は

5 拡大傾向にある。

そのような我が国において、2009年に実施された金融円滑化法という時限的な法律は金融機関の中小企業に対する返済猶予や、貸付条件の変更を認める努力は中小企業の経営状態の抜本的な解決にはつながらなかったものの中小企業の資金調達における金融機関側の前向きな姿勢作りを可能にした。しかし、2013年金

10 融機関円滑法終了後、金融機関による監査基準の緩和継続は、未だ経営状況の改善が計れていない中小企業との融資における意識的ギャップを発生させてしまった。つまり、この法律によって金融機関は企業評価に対する適切な判断を下すことが困難になってしまった。結果、この法律が中小企業金融において延命措置で終わってしまったことがこのような悪循環を招いてしまった原因でもあるといえる。

また1988年から「国際的な銀行システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の軽減を目的」として定義される BIS 規制が導入された。規制内容として、銀行は国際基準であり国際業務を行う場合は8%、国内業務を行う場合は4%以上の自己資本比率を保有しなければならないとすることが義務付けられている。BIS 規制は別名、バーゼル合意とも言う。しかし、このような

20 国際的規制は事実上、バブル景気に伴って急膨張する日本の大手銀行勢にヨーロッパ・アメリカの銀行が脅威を感じ、飲み込まれないようにするためにひねり出した理屈であると言える。その結果、日本の銀行が急激な自己資本比率の引き上げをせざる得ない状況に陥ってしまったことから、急激な貸し剥がし打ち合い株の解消が行われた。つまり、金融機関側が中小企業に対して円滑な資金調達を行えなくなっ

25 た一因は BIS 規制による強制的な自己資本比率の引き上げによって資金の貸出が困難な状況に陥ってしまったことにもあると言える。

このようなことから明確な情報のない中小企業への貸し出しを行うことに消極的になっている。やはり今日求められるのは、中小企業側による情報開示であることがここから明確であることがわかる。

30 貸し手である銀行や信用金庫が不良債権を抱えないためにも様々な角度から中

小企業を知り、企業にあった融資が求められる。また貸出手法などを通じて、そのコストとリスクを効率的に軽減していくことが中小企業における資金調達の課題である。

5 第2節 中小企業金融における諸問題

間接金融によって成り立つ中小企業金融における諸問題として取り上げられるのは以下三つである。

① 貸し手における規模の経済性が働くこと

10 銀行の融資は融資金額が大きくなればなるほど融資を実行するために必要な審査費用等の単位当たりの貸し出しコストは低下する。一般的に貸し手における審査や契約にかかる書類の作成費用、担当者の人件費などの情報生産コストは固定費的な側面が強く、これは借り手における情報生産コストに対しても同様のことが言える。融資額が概して小さい中小企業向けの貸し出しの場合、銀行にとって審査・モニタリングなどの情報生産コストが割高になり金融機関が情報の非対称性を緩和した結果得られる利益がコストを下回っていると、金融取引が成立しないことになる。そのため、貸し手における規模の経済性が働くことは銀行側の小規模な企業に対する融資のインセンティブを小さくさせてしまう。

② 情報の非対称性が存在すること

20 一般に企業情報があまり開示されておらず財務データを管理していない、会計監査を受けていないため決済書における信用力も低下する、中には決済書が存在しないというケースを含む中小企業において、貸し手である銀行が借り手と同じくらいまで企業情報を把握するのは難しい。

25 情報の非対称性は以下二つの問題を引き起こす。第一に、貸出実行前の問題として貸し手が借り手の与信リスクを正しく認識出来ておらず、誤った選択によって本来融資すべきではない企業に融資を行ってしまう逆選択があげられる。第二に、貸出実行後の問題として借り手である企業の資金使途を把握できなくなり、借り手が貸し手側の望まないリスクの高い事業を行ったり、負債の返済よりも配当増や経費増を重視したりしてしまうモラルハザードがあげられる。

③ 借り入れに際し原則必要な担保

30 金融機関では情報の非対称性により借り手に関する情報がうまく得られない場

合や将来的な事業動向が不透明な場合、そこから生じる貸し倒れなどのリスクを穴埋めするために貸し出しの際に担保の提供を要求する。中小企業の担保は土地や建物等に抵当権を設定する不動産担保(平成25年2月5日付の金融庁報道発表資料によれば、地域金融機関による融資の担保の9割超を占める)が挙げられる。比較的
5 価値が高く、価値の評価が見積もりやすく、いざという時に売却して現金化しやすい為だ。しかしこの担保となる不動産を所有していない、あるいは時間が経過するにつれて地価の変動により不動産の価値が担保として認められない等の理由で資金の借入れが認められない場合があることも事実である。

また中小企業の担保として信用保証協会の保証もあげられる。これは信用保証
10 協会法に基づき、大企業に比べて担保力や信用力の劣る中小・零細企業や創業者などの資金調達の円滑化を図ることを目的として設立された政府の公的機関である。中小企業が金融機関から融資を受ける際に融資金の債務を保証し、もしも倒産などで債務の返済ができなくなった場合は融資の返済を肩代わりする、つまり代位弁済者としての機能を持っている。現在、中小企業の約37%がこの
15 制度を利用していることからその利用頻度も高い。

しかしこの信用保証制度の問題点としてもいくつかの問題が懸念されている。第一に、創業期企業などの限界的な中小・零細企業のみを公的な信用保証制度の対象としている欧米とは異なり、日本ではその利用企業の裾野が広い。例えば英国では、開業5年目までの企業だけが公的な信用保証制度の対象となっ
20 ている。また、米国では制度利用の要件として民間金融機関から融資を拒絶されたことを証明することがかつては求められていた。しかし、我が国では保証制度利用に関する規制がほとんど存在しない。本来民間金融の対象となりうる企業を保証制度が多く取り込んでしまうことになり、これは金融機関における融資先企業の審査・モニタリングを厳密に行うインセンティブを小さくさせてしま
25 いう。さらには金融機関が貸し倒れなどのリスクを抱える企業に対しても、そのリスクを信用保証協会に転嫁させることで信用保証制度付き融資を行ってしまうなど、この保証制度自体がリスク選好を増大させてしまう恐れがある。

第二に、信用保証制度の裾野の広さが民間金融市場の機能を歪めてしまう側面を持つことだ。本来であればもっと高い金利でなければ民間金融機関から借
30 入れできないミドルリスク企業であっても信用保証制度を利用することで、安

価に資金調達が可能となり銀行貸出におけるミドルリスク市場の不在を招いてしまう恐れがある。

5 第三に、信用保証協会における赤字があげられる。信用保証協会自体が政府による公的機関であることから、企業の代位弁済者として支払われる金額はすべて公的資金によって清算されている。つまりその赤字分は国民の税金で賄われているのだ。

10 そうはといったものの不良債権問題による中小企業金融に対する認識を立て直すという点において信用保証制度による功罪は大きかった。しかし不良債権問題による中小企業の資金調達への懸念がほぼ払拭された現在、その保証のあり方にも見直しが必要だ。中小企業金融における政府介入が市場の効率性を改善するためには政府が民間経済主体よりも情報優位にない場合、貸し手の情報生産活動を促すインセンティブ・スキームとしての政策手段を実行する必要があるとされている。つまり、信用保証制度を民間金融機関の審査・モニタリング活動を促すような「部分保証」とする仕組みを作ることが今後必要なのだ。今
15 後この制度における金融機関や企業の依存体質を企業に信用力を持たせるという面に注目しながらも徐々に変えていくべきである。

第3節 新しい資金調達方法

・ ABL (Asset Based Leading) : 動産担保・売掛債権担保

20 ABLとは企業の保有する「在庫」や「売掛金」を担保とする融資手法をいう。つまり企業の商品や原材料、機械設備、売掛金などを担保にして資金の貸し出しを行っている。しかし現在、融資の担保は不動産担保がほとんどであり「在庫・売掛金」を担保とする ABLによる融資は進んでいないのが現状である。

25 平成23年度、財務省の法人企業統計調査では企業の保有する資産において「土地」186兆円<「在庫」+「売掛金」297兆円という結果になっており、動産や売掛債権を担保にしたこの融資はその利便性から、金融庁によって積極的に推し進められている。

30 実際に銀行で活用されているケースがまだまだ少ない理由としては担保とする債権の評価ノウハウが十分でないこと、モニタリングコストが高いことなどが挙げられている。今のところ売掛債権担保融資を積極的に行っているものと

してはノンバンクがあげられる。売掛債権担保融資を利用するにあたっては、継続的に売掛金が発生する取引先が数十社あり売掛債権の合計額が大きいことが重要である。従って、卸売業や運送業等の継続的な取引先が多く、そのための売掛金も多く発生する業種での ABL の機能が期待される一方で、B to C の

5 ビジネスである飲食店や小売業者などの売掛金の発生額の少ない業種では利用が難しい。また取引先との契約において債権譲渡禁止特約がある場合これらの手法を使うことができないため、取引契約においてこの特約が多々付いている大企業のように利用したくてもできない企業が多いなどの障害がある。

・ クラウドファンディング (Crowd Funding)

10 クラウドファンディングとはその名からも説明できるように群衆 (Crowd) と資金調達 (Funding) を組み合わせた比較的新しい資金調達方法である。つまり新規事業にあたる起業家や成長段階にある企業が製品・サービス開発などにあたり、インターネットを通じて不特定多数の人たちからの資金の出資や協力を得ることが出来るものである。企業側が自らプロジェクト内容をクラウドファンディングサービス上に投稿し、一定期間内に、それに共感する複数の支援者から受ける小口融資額が目的額に到達すればプロジェクトの実行が可能になる。クラウドファンディングは「購入型」「寄付型」「金融型」の三つに分類される。

15

1. 「購入型」では支援者はリターンとして支援金額に応じた商品やサービスを

20 手に入れることができる。2. 「寄付型」ではリターンは存在せず主に被災地支援等々向けに利用されている。3. 「金融型」では支援者 (出資者) に対してリターンにあたる金銭 (配当金や利益の一部) または株式が発行される。

クラウドファンディングにおけるメリットは、誰もが気軽に利用可能なクラウドファンディングというプラットフォームを活用することで開発段階にある知

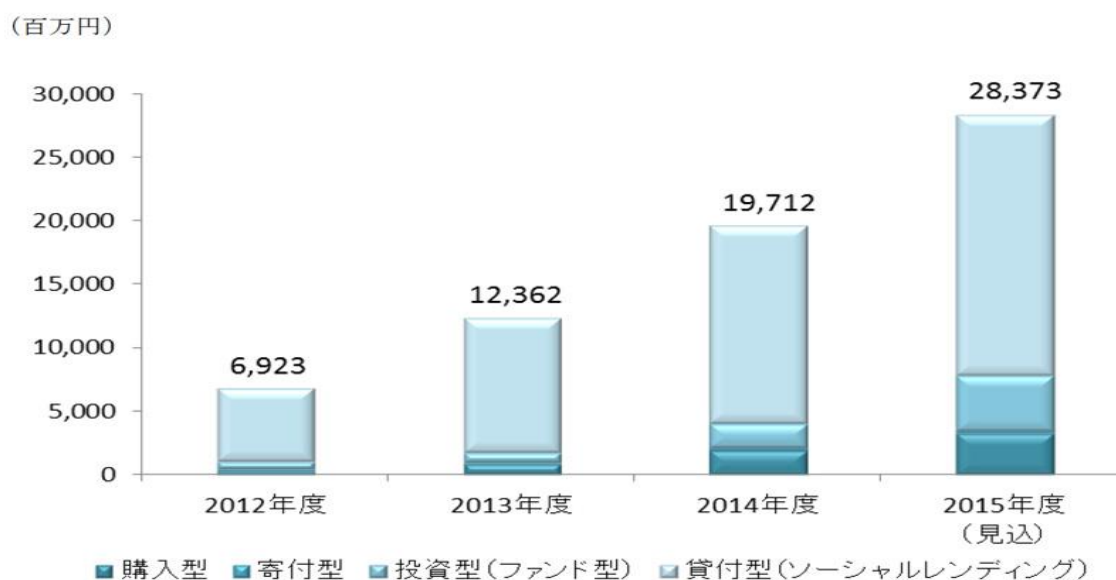
25 名度の低い企業等が比較的容易に資金調達を行うことが可能になった点にある。また支援者側にとっても今後成長が期待される新しい商品やサービスに少額で出資できる点から資金供給の可能性が広がっているといえる。

不特定多数の人々から資金を募り、実現させるという意味では歴史においてもこれまでさまざまな手法が見られてきたが、現在クラウドファンディングに

30 おける市場の動きは高まりを見せている。実際、日本よりもクラウドファンデ

5 イング市場が発達する世界においては有名ショッピング番組で番組視聴者に商品紹介を行い、資金調達と販売の両方が可能となっている。また仮想通貨である Bit coin による支援も存在するなどクラウドファンディングに対する認知度は高い。しかし、日本では金融取引法による法規制などで認知度は低く、出資者である投資家の保護が問題として挙げられ、図 3-1 に見られるようにクラウドファンディングの利用は増加傾向にあるが金融機関における中小企業の資金調達方法としてはまだ発展途上にとどまっているといえる。

図表 3-1 国内のクラウドファンディング新規プロジェクト支援額



10 出典：矢野経済研究所 HP より引用

・ CDO (Collateralized Debt Obligation)

15 ABL (資産担保証券) の一つで貸付債権 (ローン) や債権 (公社債) などの負債を担保として特定目的会社 (SPC) や信託会社を利用して流動化・証券化すること。(負債の証券化商品) CDO は CLO あるいは CBO のいずれか、または両方を包含する商品である。

20 前者 CLO (ローン担保証券) の特徴としては、企業が金融機関からの融資により資金調達する形態 (間接金融) を取るものの、金融機関はその貸付社債を SPC (特別目的会社) を通じて証券化し、市場で投資家向けに販売していることがあげられる。CLO は金融機関のリスク圧縮、企業における直接金融の足がかりとなる可能性を秘めていることや、投資家にとってもリスク分散が可能になる。

後者 CBO（社債担保証券）の特徴としては、複数企業の社債を CLO 同様に証券化し新たに元利払いの優先度の異なる債権を発行することである。CBO は中小企業が単独では発行しにくい社債を市場からの資金調達によって可能にし得るとい
5 える。また、社債発行による企業ステータス・信用力の向上効果が期待でき

CDO が前述したような資金調達における多様化や、無担保・長期調達による安定化が測れるといったメリットを含む一方で、金利が割高である、参加条件が優良企業に限られる、タイムラグが発生するなどのデメリットが存在する。中小企業
10 金融における CDO に対する取り組みは、まだ事例が少なくそれらのほとんどが政府系金融機関や自治体が信用補完等でこのシステムを支えているのが現状だ。

第 4 節 中小企業における貸出モデル

中小企業向けの貸出はリレーションシップ貸出（以下、リレバン）とトランザク
15 ション型貸出（以下、トラバン）とに大別される。前者リレバンは中小企業の定性的な資質や、金融機関と企業との継続的・多面的な取引を重視する。一方、後者は取引時点における財務データや担保価値等の定量的な情報を重視する。

・リレバンとは

リレバンの本質は、貸し手と借り手の長期的な関係を通じて、外部からは通
20 常入手しにくい借り手の信用情報が得られることにより、貸し手が借り手に関する情報を当初十分に持っていないため発生するエージェンシー・コストが軽減される点にある。中小企業金融においてリレバンが重視されるのは情報の非対称性や規模の経済性といった諸問題に対応しうる力があるからだと考えられる。

25 リレバンにおけるメリットは以下のとおりである。

①借り手側が積極的に私的情報を提供することで、貸し手側における取引条件を改善するなどのインセンティブを生じさせる。同時に金融仲介に伴う情報生
30 産活動におけるフリーライダー問題を回避することにも繋がる。従って、ソフト情報（オーナーの経歴や人柄など定量化、認証が困難な情報）の重要性が高くあまり情報を公開しないことから資金供給において未開拓となっている中小

企業の与信リスクの判断に際して、リレバンは情報漏えいなど心配がないことからとても意義があると言える。(情報の非対称性の解決)

- ②貸し手側と借り手側との関係が長期的かつ横断的なものになるとモニタリングなどを通じて蓄積された情報が何度も利用できることから金融機関にとって
- 5 単位当たりの情報生産コストが低下する。(規模の経済性に対応)また、外的変化により企業の経営に問題が生じた場合、企業に問題解決能力があると判断できれば金利減免や追加融資などの支援策をおこなうことができる。(貸出におけるリスクの平準化)

他方において、リレバンにおけるデメリットは以下のとおりである。

10 ①「ホールドアップ問題」

貸し手が借り手の私的情報を排他的に入手し、それを利用して貸し手は自己に有利な取引条件を借り手に強要すること。これに対し融資の依頼を断念せざる企業が生まれてしまうことから新規投資による収益率も低下してしまう。

- またこの問題に対する解決策としては複数行とリレーションシップを築くこと
- 15 が挙げられるが金融機関側における便益が減少してしまうことから資金供給が十分に行われなくなってしまう恐れがあり、貸出におけるリスクの平準化も期待できない。

②「ソフトな予算制約問題」

- リレバンの特徴として含まれる貸出におけるリスクの平準化によって、こうした事後的な契約条件が安易に変更されるようになるという面で借り手側の経営規律が緩み勝ちになってしまう。また、貸し手側はむやみに追加融資を断れないことから有意義な救いの手が差し伸べられなくなるリスクが生じる。
- 20

- リレバン促進から約10年が経過した今、地銀のリレバンに対する取り組みは積極的に進んでいる。またそれと並行して2006年新会社法の施行がなされ「最低資本金制度」の撤廃が行われた。つまり、資本金の制限がないことから誰もが会社設立において株式会社という称号を容易に得られるようになったと言え、中小企業側による情報開示の重要性が加速している。
- 25

・ トラバンとは

財務情報などの広く共有可能な定量情報に基づいて、一時点かつ個々の採算を重視した貸出しのこと。活用される手段としてはクレジットスコアリングがある。

- 5 クレジットスコアリングとは審査業務における統計的モデルに基づき、企業あるいは経営者の属性や財務状況などをコンピューターシステムによる自動与信によって機械的に迅速かつ中立に判断すること。またそのメリットとして自動与信によって審査の整合性や客観性が保たれることやその地域に地盤を持たない金融機関でも融資を対象とした企業を見つけられること、コスト削減、業務の効率化が測れるなどがあげられる。しかし、一方で定量情報に基づくクレジットスコアリングは柔軟な貸出に対応できない、簡単に得られる情報であるため借り手とのリレーションシップが築きにくくなる、それに付随して金融機関同士の競争の激化によって情報生産のインセンティブが低下する恐れある、最後にその審査に使われるデータが短期間であるため景気の影響を受けやすいなどのデメリットもあげられる。
- 10
- 15

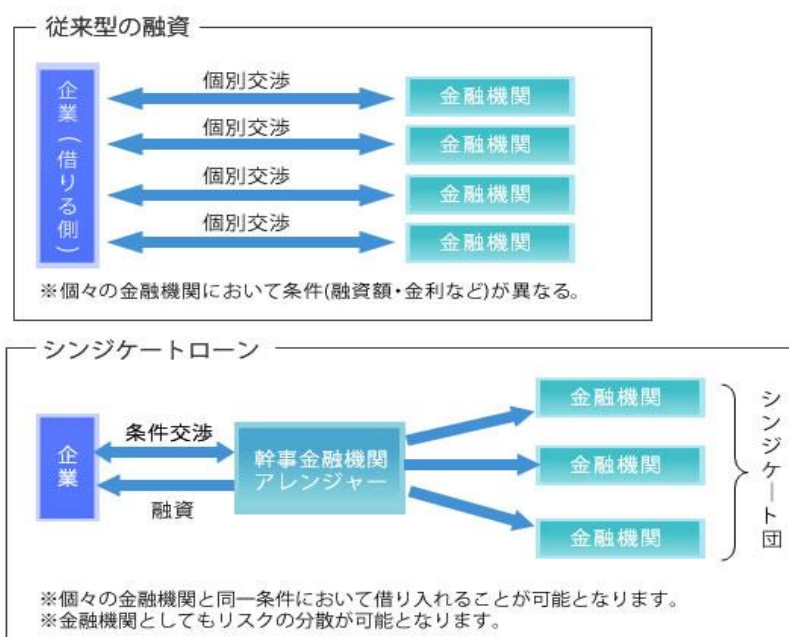
- 同じく、トラバンにはシンジケートローンという仕組みがある。シンジケートローンとは複数の金融機関がシンジケート団を結成し、ひとつの融資契約に対し同一条件で協調融資を行うことである。アレンジャーと呼ばれる仲介役の金融機関が融資条件をまとめ、複数の金融機関が分担して融資を行うので貸し手借り手両方のリスクが分散される（図表3-2を参照）。
- 20

しかし一般的に大口融資向けに使用されている手法であり財務内容に関する審査も厳しい、アレンジャーに支払う手数料も高いなどの理由から中小企業向けの融資としては適用しにくいと考えられる。

25

30

図表 3 - 2 シンジケートローンの仕組み



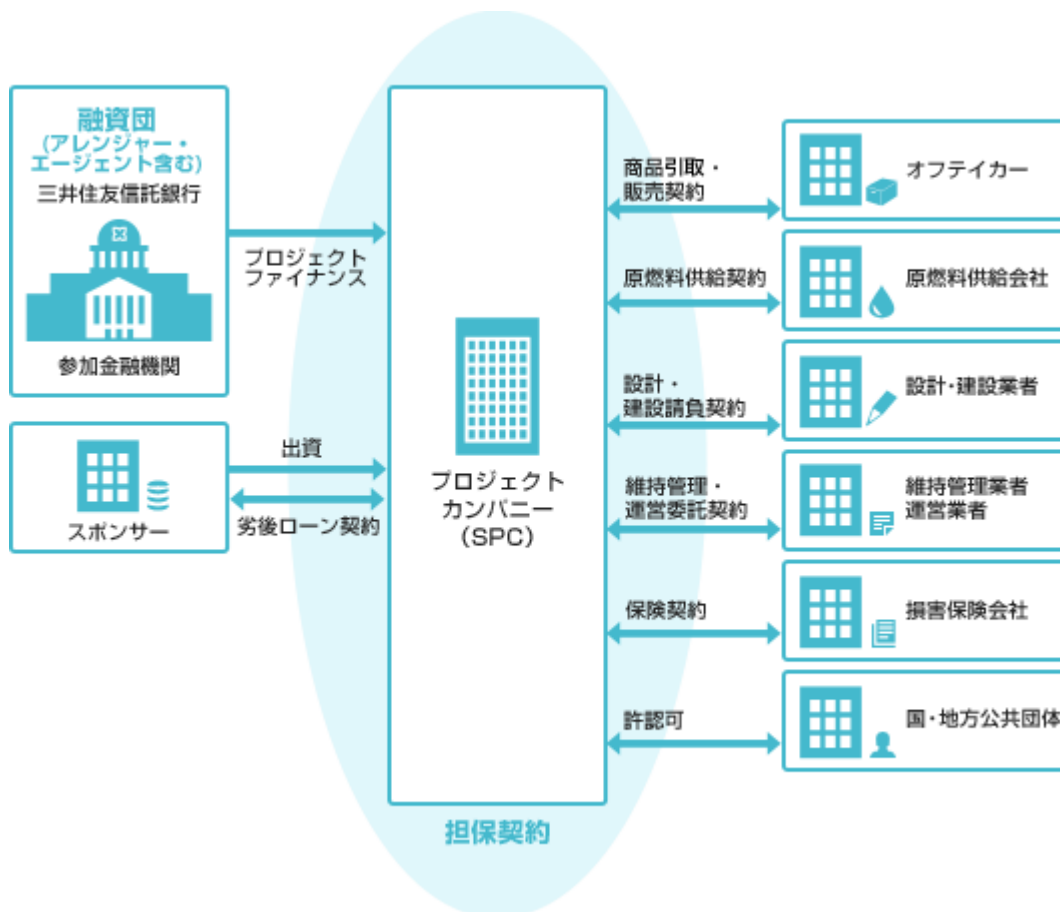
出典：富山綜合法務事務所 HP より引用

プロジェクトファイナンスもトラバンの一種である。

- 5 企業の信用力や担保価値に依存せず、経営ノウハウや技術力などに着目し事業そのものが生み出すキャッシュフローに返済原資を限定する融資形態をプロジェクトファイナンスという。
担保が存在しない融資というわけではないが当該事業における使用資産のみを担保審査の対象として融資が実行される。
- 10 一般のプロジェクトファイナンスは親会社とその事情遂行にあたって設立した SPC（特別目的会社）で融資の実行がなされる。この SPC の設立により親会社が全面的に負っていた事業に関する様々なリスクを最も適切にリスクコントロールできる関係者が分担することで、リスクの分散や低減が可能になる（図表 3 - 3 参照）。また、金融機関等の貸し手はプロジェクトそのものが健全で魅力的であれば親会社の信用力に関係なく融資できるというメリットをもつ一方で、大規模な事業を対象としたものが多くシンジケートローン形式で実行されることの多いプロジェクトファイナンスは貸し手側のリスクを避けるため、高金利であることや保険の付保においても膨大な契約書が必要とされることがデメリットとしてあげられる。

しかし、近年大規模プロジェクトに関するリスク管理の強化や事業ノウハウはあっても信用力の低下した企業から優良企業を切り離すことによる資金円滑化の面からプロジェクトファイナンスが注目されている。

図表 3-3 プロジェクトファイナンスの仕組み



5

出典：三井住友信託銀行 HP より引用

第 5 節 中小企業金融における現場、アンケート結果

平成 24 年、東京商工会議所中小企業金融専門委員会による中堅企業 1, 9
10 81 社、金融機関 240 社を対象としたアンケート集計が行われた。

現在、金融機関の 73.0%がメインバンクとなる企業に 2 週間に一度のペース
で企業に足を運んでおり、またその事業内容に関しても 99.4%の金融機関が中
15 小企業事業を理解していると答えている。中小企業への調査でも 84.7%の中小
企業が金融機関に事業内容を理解されていると答えておりこの点において両者
の相違は見られない。しかし、小規模な企業への金融機関の無関心な態度は払

拭かれておらず企業規模別に金融機関の対応の違いが存在している。以下この事実注視しながらアンケート結果を見ていくこととする。

金融機関に求められるサービス・取り組みに関して中小企業の83.7%、金融機関の95.0%が「安定した資金供給」と答えており双方の資金供給における程度の認識は一致している。しかし、中小企業が求める「金利の優遇」82.2%、「担保保証の柔軟な対応」45.2%に対し、金融機関はこれを8.2%、12.6%とし、また「経営指導・アドバイス」「経営に役立つ情報」において金融機関は83.6%、78.6%なのに対して中小企業はこれを10.3%、20.2%としており経営指導やアドバイスに対する中小企業のニーズの低さがある。

10 取引先金融機関に対する不満については「担当者が頻繁に変わる」54.0%、「支店長によって態度が変わる」27.0%などが挙げられ金融機関の貸出に対する消極的な姿勢がうかがえる。

15 借り入れのある中小企業の資金の調達方法については「プロパー融資」74.9%、「信用保証付き融資」70.3%、「政府系金融機関からの融資」42.1%という順になっている。しかし小規模・開業したての企業はプロパー融資への適応が難しく、信用保証付き融資への割合が高くなっている。

20 また、担保提供している企業は76.1%で小規模な企業ほど担保提供の割合は低い傾向にある。担保提供している資産は「会社の不動産」80.4%、「個人所有の不動産」34.5%、「会社所有の現預金」26.0%の順になっている。一般に小規模な企業は「個人所有の不動産」を担保として提供することが多い。このことから緊急融資の申し込みの際にも小規模な企業は担保となる資産をそれほど持たないことから、例え金融機関との長い付き合いでプロパー融資を利用していたとしても、融資を受けるには厳しい状況にある。

25 金融機関が中小企業に融資を行う際に財務諸表以外で重視する項目については、「経営者の資質」89.3%との回答が最も多い。以下、「総合的な取引振り」74.8%、「事業の成長性」71.1%、「優れた製品・技術の有無」67.9%の順となっている。

30 最後に現在、金融機関が感じている経営上の課題について、「新規融資先の発掘不足」63.3%が最も多く、「若手人材の育成」60.1%「金利競争の激化」49.4%の順になっている。

5 以上のアンケート結果から言えるのは小規模、あるいは開業する企業向けの融資がその貸出状況において全く不利な状況にあることだ。前述したように担保のほとんどが不動産とされている中小企業への融資は金融機関におけるメリットも少ない。しかし、担保とするものの見方を変えることで、金融機関側も小規模企業向けの融資により具体的なビジョンを抱くことが出来るのではないかと考える。

我々が四章で述べる PO ファイナンスや ABL の適用は課題となっている双方の経営に関する意見交換や、担保保証への柔軟な対応、そこから繋がる新規融資先の発足に繋がるのではないかと考える。

10

第 4 章 中小企業のこれからの資金調達

これまでの内容を踏まえた上、四章では新たな資金調達方法を提案してゆく。我が国における中小企業の資金調達構成は、借入を中心とした負債に大きく依存している。しかし、我が国の中小企業金融においては、担保・保証の有する機能を積極的に活用することが一般的な融資慣行となっており、伝統的に不動産や個人保証に依存してきたため、不動産担保に乏しい中小企業にとっては、資金調達が困難なのが現状である。今後も中小企業の担保不足に伴う問題は我が国の中小企業金融を考える上で重要視される問題の一つであると言える。こうした仕組みは、発展能力を兼ねていながら一概に担保不足を理由としてその発展可能性を潰される企業の発生要因になりかねない。

20

このように中小企業の資金調達を円滑化するという観点から、不動産担保や個人保証に過度に依存した、従来型の融資からの脱却が強く求められ、新たな資金調達の形の誕生が懸念されている。

25 1 節 ABL の行方

第三章でも述べたとおり ABL では、企業が保有する在庫や売掛債権などの動産の担保価値に基づいて、金融機関が短期の与信枠を設定する。

・ 手続きと流れ

30 まず借り手企業が自社の売掛金と在庫を銀行への担保提供を行う。貸し手金融機関は企業の売掛金と在庫の担保を評価し、融資枠を決定する。企業はその

与えられた枠内での融資を受けることが可能になる。また企業は定期的に売掛金や在庫の残高などを銀行に報告しなければならない。そして、金融機関はその報告を基に評価替えを行い、担保金額が減少するときは融資枠の調整を行う。

・ ABL の特徴

5 ABL はキャッシュフロー想像力を重視する伝統的貸出とは異なる、企業が保有する動産担保の価値に着目することで、中小企業金融における情報の非対称性を緩和しようとするところにある。

通常、売掛債権であれば日次で、在庫であれば月次でといった高い頻度で残高管理が行われる。そのため、ABL はトランザクション的手法の中では相対的にコストの高い貸出技術であると言える。また、ABL は借り手(企業)と貸し手(金融機関)との間に緊密なコミュニケーションと協力関係を結び、それに基づいて融資を行う。貸し手に担保の状況や業績に関する情報を共有するため、事業そのもの、また業績について深く理解してもらえ、従来の資金調達で生じた限定的コミュニケーション不足問題も ABL で解消することが出来る。

15 このように、ABL はトランザクション型金融商品のうちでは、金融機関の伝統的ツールであるリレバンの要素を兼ね備えているため、従来からの中小企業向け貸出モデルと調和しやすいといえる。担保価値を持つ資産が特徴的であるがゆえ、頻繁な審査・モニタリングが必要とされるが、ABL を円滑に活用し、企業へのモニタリング機能が高まると、企業とのリレーションシップは強固なものとなり、担保をとる資産の幅を拡大することにより、中小企業にとっては資金調達の可能性が拡大し、安定的な資金繰りが期待できるのである。

・ 外部専門機関を通じた ABL

動産を担保とするという ABL の仕組み上、担保の複雑な評価や、融資後の継続的な動産管理業務等が必要となり、実行にはコストと手間がかかる。また担保の種類幅が広く、担保の評価やモニタリングを金融機関のみが行うのは非常に困難である。なので、そういった問題を解消すべく、担保評価を行う際に金融機関が外部専門会社に評価義務を委託する場合がある。この場合は、借り手は外部専門機関の実地調査に対応したり、その費用を(一部)負担したりする必要がある。動産評価会社は担保物実査作業を行い、通常何通りかに分けた評価額の算定結果を含む評価書を作成する。この評価額を金融機関は融資可能額

の算出の重要な指標として位置付けており、企業として実査作業などの評価作業に協力する必要もある。

5 経理部門の管理システムの調査・評価については監査法人（通常の監査部門とは分離した部門が当該業務を行う）が行うこともあるが、厳しいチェックを行うというよりも経理の担当者にヒアリングすることで、経理事務の流れ、伝票の流れ、在庫管理の事務の流れなどを把握するものである（フィールドエグザミネーション）。企業にとっては負担感もあるが、ヒアリングは監査法人のノウハウの集約でもあり、在庫管理などでの的確なアドバイスが得られる場合があり、自社の管理システムの高度化につながるというメリットもある。

10 しかし、日本ではこのような金融機関をサポートする専門機関が少ないのが課題である。またこの外部金融機関を通したために発生する費用は企業、金融機関どちらが負担するかの規定は特になく、そういったことから利用に偏りが見られるように思える。従ってこうした ABL の発展には、より一層の外部専門機関の創設・育成が必要不可欠である。

15 ・ ABL の現状

ABL の利用状況は年々増加している。金融庁は、2008 年における地域密着型金融の取組状況を公表しており、ABL の件数は 2008 年には 1387 件であり、金額は 585 億円にのぼっている。経済産業省のアンケート調査によると、ABL 残高は 2008 年度～11 年度までは 3～5 千億円程度で推移していたが、12 年度
20 には 1 兆円弱にまで拡大し、14 年度 3 月末には前年同月比 5 千億増の約 1 兆 5 千億円となり、今後も一層の拡大が予想されている

また、各機関でも ABL の取組みを積極化する動きがある。日本経済新聞（2014 年 12 月 5 日発行）によれば、埼玉県信用金庫は、職員へ動産評価アドバイザーの資格取得を奨励し、信用金庫界全体としては、信金中央金庫が提供する
25 「ABL 導入サポートプログラム」の活用の増加の動きもある。「ABL 導入サポートプログラム」は、日本動産鑑定や日本政策投資銀行、三菱総合研究所、昭和リースなど 8 社と業務協力協定を締結しており、個別信金と外部専門機関を結ぶ仲介役として迅速な実行をサポートしている。

ABL の取組みの積極化を図る動きは金融機関だけではない。昭和リースは
30 ABL 保証委託業務に関して地方銀行 17 行と提携しており、うち 4 行（東京都

民銀行、東和銀行、東日本銀行、東京スター銀行)は東京都が2014年5月から開始したABL制度による提携である。同社は「年間4億円の補償実行額を今後3年間で20億円程度に増加させる」という計画を打ち出しており、ABLへの関心を高め、拡大を支援する意向を示している。

- 5 このようにABLは今も増加基調にあると思われるが、そうした今こそリスク管理を怠ってはならず、慎重性の保持が必要となる。

・ABLの課題

- 10 これまで述べてきたように、新たな資金調達としてABLは徐々に広がりを見せている。企業が保有している在庫、機械設備の規模などを勘案すると、拡大の余地が大きく、金融機関の中にはABLの専門部署を設置して本格的な事業展開を目指す動きもあるが、今後、ABLがより普及・定着していくためには取り組むべき課題も多い。

- 15 まず、担保動産の評価、管理及び処分における金融機関の事務負担やコストが挙げられる。融資審査時点における評価や融資実行後のモニタリングにおいては、不動産担保融資に比べて金融機関の事務負担が増えることも予想される。また、金融機関においてコストが掛かることにより、特に規模の小さい案件では融資の魅力が失われる可能性があり、コストの増加は、貸出金利の上乗せという形で借り手企業の経営にも影響を及ぼす懸念も指摘されている。

- 20 また、動産担保の評価及び処分においては、統一的・標準的な手法が確立されているとは必ずしも言えず、金融機関が単独で行うことが難しい場合もあるとされている。

- 25 一方で、ABLに対する中小企業の認知度は近年上昇したとはいえ、高いとは言えず、その普及・拡大のためには、政府や金融機関による周知活動が必要であろう。また、中小企業においては、「動産を担保にしなければ資金の調達ができず、資金繰りが苦しい企業である」とみなされること(いわゆる風評リスク)を懸念し、動産担保の利用に二の足を踏むケースもあると言われる。ABLはモニタリングや経営者とのコミュニケーションを軽視すれば、破綻リスクが高まるという一面を備えており、慎重なリスク管理が重要となる。

・課題への対応策

以上挙げた ABL が抱える課題について、それら課題への対応策を提案してゆく。まず、私たちが着眼したのは ABL とリレーションシップバンキング（以下リレバンで表記）の親和性についてである。リレバンは、ハード情報だけでなく継続的なモニタリングを行うことで得られる、ソフト情報を重視するという特性があった。なので、財務諸表だけでは分からない情報を得る事ができ、情報の非対称性は軽減される。ABL が抱える危険性として、モニタリングや経営者とのコミュニケーションの軽薄化から生じる破綻リスク向上の問題があった。しかし、リレバンを用いることによって、モニタリング機能は向上し、金融機関は企業の実態把握が可能となり、経営者との円滑なコミュニケーションが可能となるので、破綻リスクを回避することが出来る。ABL がリレバンと親和を図ることによって、他問題の解決も可能となる。中小企業は大企業よりも金利が高めに設定されるという規模の経済のデメリットもリレバンによる継続的モニタリングの徹底により、審査コストは低くなると考えられる。また、モニタリングの徹底はゾンビ企業の正確な選定にも繋がり、経済の新陳代謝の向上も期待される。

一方で、ABL の抱える課題として、モニタリングや担保評価を行う環境整備には、高いコストが必要であるという点があった。確かにリレバンと ABL に関しては、モニタリングや担保評価に伴うコストは大きい。しかしこれは最初だけであり、関係を継続していくことによって徐々に減っていくというものであるため、当該中小企業が優良貸出先であるとわかっていても、他の金融機関が横から割って入るリスクは低い。つまりは、高コストに伴った企業と金融機関との強固な関係構築が可能となるのである。

ABL の抱える課題として、認知度が低いという点があった。そこで、ABL の普及・拡大を促すため、我々が提案するのが、web 配信を用いた ABL セミナーの拡大である。これは企業・金融機関双方へ向けての ABL に関する情報を提供する説明会であり、誰もが手軽に ABL を知る機会を得ることができ、ABL に対する正確な知識を持つとともに、行員のスキルアップも図ることが出来る。セミナーの開催は近年増加傾向にあり、日本銀行や ABL 協会が主体となって行っているが、開催される時期や地域によっては参加できない場合があ

る。したがって今後は web 配信によるセミナーや説明会を増やすべきである。

また、我々は ABL の認知度向上のためには金融機関側の積極的行動が重要
5 となると考えた。金融機関が ABL を適用したことにおける融資実績を、事例
を挙げながら具体的にどのようなものを説明することで ABL に対する双方
の意見のミスマッチの回避することができる。また、店頭目につくところへ
のパンフレット設置、ABL 取扱店舗の PR などを行うことで、ABL の普及・拡
大は促進されるであろうと我々は考えた。

2 節 P.O. (Purchase Order) ファイナンスの活用

10 中小企業は商取引の各フェーズにおいて資金調達におけるニーズを持っている
が、特に受注フェーズにおいては資金調達ニーズが高い。そのような中小企
業金融の特徴から我々は P.O.ファイナンスが果たす役割は大きいと考える。

① P.O.ファイナンスとはどのようなものか

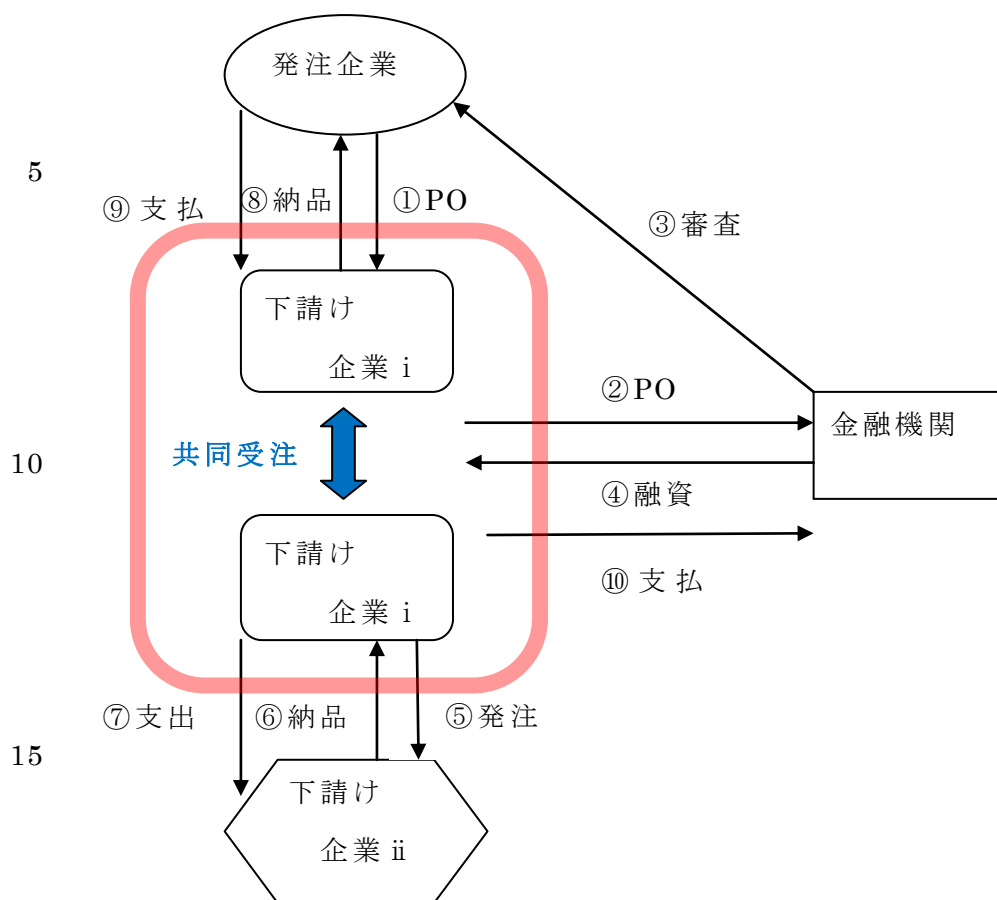
15 まず企業が発注をうけた段階において発注先の企業の信用力からそれが確実
な受注であるとすれば、発注先企業との売買が成立していない取引段階におい
ても企業に対して無担保での融資を可能とするのが P.O.ファイナンスである。
金融機関側は企業の受注によって将来発生すると思われる担保価値の参考値を
聞き出し、簡易な担保評価とした上で実質無担保での融資を行う。

つまり、P.O.ファイナンスを用いた中小企業における資金調達方法では担保
20 評価に依存せず、中小企業のバイヤーにおける信用力や大企業等との取引実績
をもとに融資が行われる。

② どのような中小企業を対象とするか

P.O.ファイナンスの実施にあたり最も有用とされる中小企業に下請企業等が
あげられる。ここで我が国の中小企業に占める下請中小企業の比率（下請中小
25 企業比率）は平成 22 年度において製造業では約 18.6%（約 4 万 9 千社）、
サービス業では約 9.4%（約 5 万 9 千社）となっており、大きな比率を占め
ていることが分かる。また、中小企業業種別の企業数割合において建設業 12%、
製造業 11%、小売・飲食・宿泊・その他サービス業等 70%を占めている。
中には市町村の人口規模別に中小企業業種別の企業数の割合を示したものもあ
30 り、とりわけ人口規模の小さい市町村では建設業の割合が高いとされている。

図表 4 - 1 P.O.ファイナンスの仕組み



図表：筆者作成

図表 4 - 1 より P.O.ファイナンスの基本的な仕組みを説明する

1. 発注企業から下請け企業 i へ注文情報が送られる
2. 当該情報を元に金融機関に融資申請を行う
3. 金融機関はその情報から特定される発注企業への審査をおこなう
4. 3の審査を通過することができれば下請け企業 i への融資が実行される
5. 下請け企業 i が下請け企業 ii に発注を行う
6. 下請け企業 i は下請け企業 ii から納品される
7. 下請け企業 i は下請け企業 ii へ部品代金など納品分のお金を支払う
8. 完成品を発注企業に納品する
9. 下請け企業は発注企業から完成品の支払いをうける
10. 9でうけとったお金をもとにそれぞれの下請け企業 i が金融機関への返済を行う

また建設業では大企業等の下請となる場合、建設業法第22条「建設業者はその請け負った建設工事を如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない」といった「一括下請」の禁止がされている。平成19年には中小企業の底上げ戦略の一環として利益率の低い第一次下請けの請負代金の適正化等、下請取引の一層の適正化と中小企業の「成長力底上げ」が求められていた。このことから、共同受注とP.O.ファイナンスによる融資は日本の建設業においても即効薬のような力があると言える。

④P.O.ファイナンスによるメリット

P.O.ファイナンスによるメリットはこれまでの話の中でも軽く触れてきたが、

- 10 1. 資金調達ニーズの高い受注段階において融資をうけられること
 2. 担保価値に依存せず実質無担保での融資が可能なこと
 3. ABLのような評価やモニタリングにかかるコストの削減
 4. 在庫や売掛金なしに融資を受けることが可能
 - 15 5. 共同受注によって融資先の幅が広がること（それによる追加費用はかからない）
 6. 下請け企業の経営基盤の強化
 7. 発注先である親企業からの自立化
 8. 海外下請けから技術ノウハウの高い国内下請けの動きに拍車をかける
- などがあげられる。下請企業がひとつだけでなく様々な親企業の下請けを担うようになっている現代で、P.O.ファイナンスによる資金調達は成長企業がより
- 20 ようになっている現代で、P.O.ファイナンスによる資金調達は成長企業がより経済で活躍できる足がかりとなるだろう。

3節 協調融資

25 単独融資と協調融資

融資貸付は、融資の方法の種類の中で単独融資と協調融資がある。単独融資は、一つの金融機関が企業へ融資を行うことで、協調融資は、複数の金融機関が協調して協調融資団を組成し、一つの融資契約書に基づき同一条件で融資を行うことである。具体的には、アレンジャーである金融機関が、資金の調達

30 側と調整して利率や期間などを設定し、複数の金融機関と分担して融資する方

式である。協調融資のメリットとして、巨額の融資を受けられることや貸し倒れリスクの分散が行えることがあげられる。

5 協調融資は一般的にシンジケートローンと呼ばれることがあるが、厳密には同一ではない。シンジケートローンは、貸付人が複数存在するが契約書は一つで貸付条件はすべての貸付人で同一とされている。また、エージェントが置かれ、その権利義務が規定される。一方、協調融資は、契約書が一つではなく貸付人ごとに作成されるため、貸付条件が貸付人ごとに異なる。また、エージェント的な立場が存在しないため、その立場は同等である。

10 地域金融機関との協調融資はリスク分散や高額な融資が可能という面で多く利用されている。

JBIC と地域金融機関の協調融資

・ JBIC（国際協力銀行）

15 日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処などの分野の業務を行っている。

20 その中では、中堅・中小企業支援も行われている。ここでは日本と諸外国との海外取引をより一層促進するため、中堅・中小企業へ、海外事情、投資環境情報等の最新情報を提供や、長期資金の調達などをおこなっている。

25 JBIC は地方金融機関、地方自治体や商工会議所等との間で連携し、日本の中堅・中小企業の海外進出支援体制強化に取り組んでおり、中堅・中小企業をはじめとする日本企業の海外事業活動や海外諸国の投資環境に関する情報交換並びに取引先の海外事業展開に対する共同支援等を目的とする業務協力協定を締結している。海外の地場金融機関との間でも、日本の地域金融機関を通じた中堅・中小企業の現地進出支援体制の整備のための覚書を締結している。地場金融機関による日系企業担当窓口の開設や拡充、日本の地域金融機関の取引先である中堅・中小企業の現地進出を支援するための具体的な協力・連携について、JBIC と地場金融機関が継続的に協議する枠組みを構築し、既に多くの日

30

本の地域金融機関がこの枠組みに参加している。現在、地域金融機関と JBIC との協調融資は増加しており、平成 24 年度の実績は 28 行・庫で 43 件であった。この融資は海外進出企業の中長期資金ニーズや現地通貨建て資金ニーズに対応している。

5

日本政策金融公庫と地域金融機関の協調融資

・日本政策金融公庫（以下、日本公庫とする。）

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とし、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として業務を行っている。

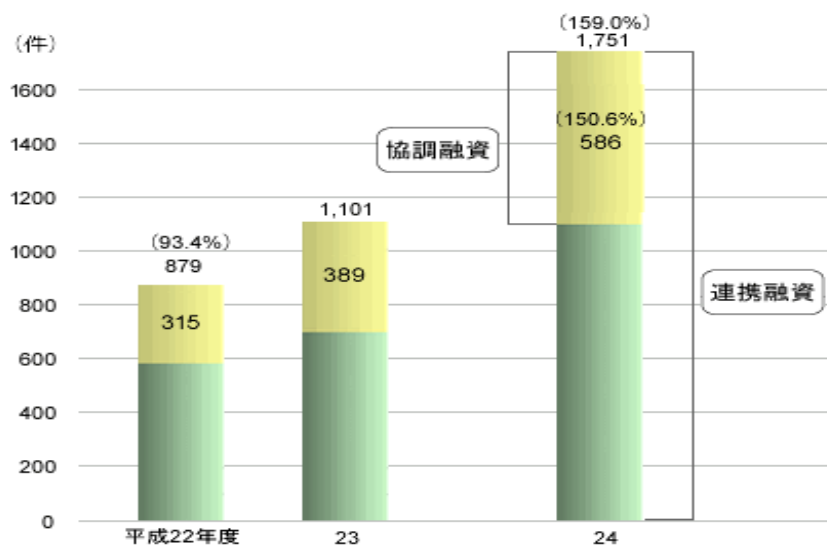
日本公庫では、主に国民生活事業・農林水産事業・中小企業事業の三つの事業を行っている。国民生活事業では、地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業への事業資金融資のほか、教育資金融資などを行う。農林水産事業では、農林漁業や食品産業への融資を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献している。中小企業事業では、融資、信用保険などの多様な機能により、中小企業・小規模事業者の成長・発展を金融面から支援している。小規模企業への融資は国民生活事業が扱い、中小企業事業では少しランクの高い企業を扱っている。

図 4-2 が示すように、国民生活事業と地域金融機関等との連携融資実績は年々増え続けており、連携融資だけではなく協調融資も大きく増加している。

25

30

図表 4 - 2 地域金融機関等との連携融資実績



(注) 1. () 内は、前年同期比。

2. 連携融資は、業務連携の覚書を締結している金融機関から紹介を受けて融資を行った実績である。

3. 協調融資は、覚書を締結している金融機関と協調して融資を行った実績。

出典：日本政策金融公庫 HP

国民生活事業で行われている地域金融機関等との業務連携は以下の図表 4 - 3 のような形で行われている。まず、地域金融機関等と日本公庫とで業務連携・協力にかかる覚書の締結を行う。そして、その金融機関の支店と日本公庫の支店とで連携して融資を行う。融資の相談などもそれぞれの地域の支店で行われる。

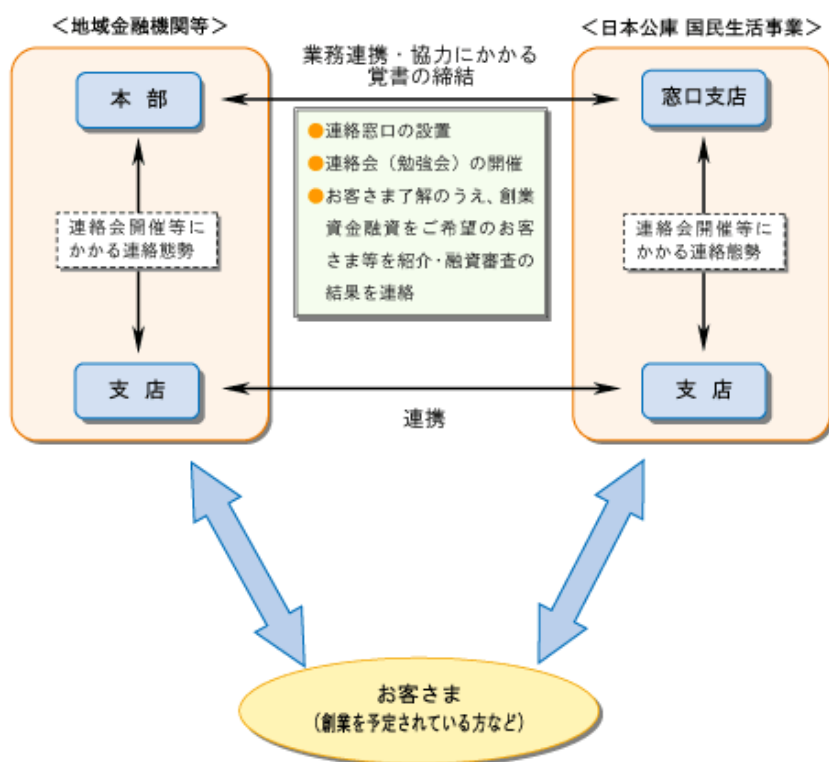
5

10

15

20

図表 4 - 3 業務連携の概要



出典：日本政策金融公庫 HP

また日本公庫と地域金融機関との連携実績は以下の通りである。

5 図表 4 - 4

業務提携・協力にかかる覚書締結機関数（平成 26 年 9 月末時点）

（単位：機関）

都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用金庫	信用組合	その他	合計
3	61	39	254	42	46	445

出典：日本政策金融公庫 HP より筆者作成

10 図表 4 - 5

機関別「協調融資スキーム」の構築機関数（平成 27 年 3 月末時点）

（単位：機関）

都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用金庫	信用組合	その他	合計
1	46	34	199	41	3	324

出典：日本政策金融公庫 HP より筆者作成

協調融資スキームとは、協調融資として取り扱う案件の具体的な紹介ルールの取り決めがなされているもので、中にはそれぞれの機関の融資制度を組み合わせることで新商品の創設まで至っているものもある。

- 5 地域金融機関と日本公庫の協調融資は年々増加しており、大型の設備購入や創業後の追加融資など与信リスクの補完に活用されている。都銀では既存融資先の大口設備融資で与信リスクの一部補完に活用することが多く、地域銀では業歴1年以内の創業まもない企業への融資が半数を占めている。信用金庫は創業時の協調融資が多い。日本公庫の平成26年度の民間金融機関との協調融資実績は、10,714件、5,354億円となっている。

10

現在行われている日本公庫と地方銀行の協調融資の例

・ 大垣共立銀行

中小企業応援ローン

- 15 貸出限度額は2億円以内、融資期間は10年以内、融資対象は大垣共立銀行の営業エリア内（大阪・東京エリアを除く）で業歴が1年以上あり、日本政策金融公庫の融資承認を得られることである。金利は変動金利または固定金利で、担保は日本公庫の審査結果によって必要な場合もある。日本公庫の金利は基本的に固定金利である。

・ 京都中央信用金庫

- 20 「中小企業経営力強化資金」協調融資『スタートダッシュ・ツイン』

- 貸出限度額は3千万円以内、融資期間は運転資金が7年以内、設備資金が10年以内である。運転資金と設備資金併用の場合は10年以内である。担保は必要に応じて、不動産・有価証券等である。融資対象は京都中央信用金庫の営業地区内で、新たな事業を6ヶ月以内に開始予定、または、事業を開始してから1年以内で、下記の（1）～（3）の条件をすべて満たしている法人または個人である。
- 25

（1）京都中央信用金庫指定のセミナーを修了したなど信用力を金庫が認めている

（2）京都中央信用金庫の定める融資基準を満たしている

- 30 （3）京都中央信用金庫の会員資格がある

この商品では、金融機関と日本公庫とで融資対象者、担保、融資期間などが異なり、日本公庫側では運転資金が5年以内、設備資金が15年以内、無担保・無保証人である。

5 ・実際の協調融資活用にあたって

日本公庫は中小企業などの資金調達が難しい企業への融資を行うことを目的としており、融資審査も比較的通りやすくなっている。日本公庫と地域金融機関との協調融資のメリットとして、長期貸出は変動金利であるが、基本的に日本公庫の金利は固定金利であること、貸し倒れリスクを抑えられること、大きな融資が可能となることがあげられる。しかし、無担保・無保証であるため、担保がある融資に比べると金利が少し高いことや、日本公庫と地域金融機関の協調融資商品への認知度が低いこと、中小企業がそれらの商品の審査や融資条件を正しく理解できていないことなどが問題である。

また、中小企業支援商品よりも創業支援商品に協調融資が多く利用されているため、中小企業支援へ向けた商品を作る必要があると考える。そこで、地域金融機関が日本政策金融公庫に融資審査を委託し、この審査を行う上で必要な情報は、地域金融機関が中小企業とのリレバンで得たものをもとに行えばよりスムーズに資金調達が可能となるのではないかと考える。追加融資を行う際も、このリレバンで得た情報をもとに行うため、融資までの時間も短縮が可能となる。

金融機関側は中小企業側の融資に対する知識不足を補うための中小企業支援商品のPRをインターネット上や店頭で積極的に行うことや、企業への説明を行うことで中小企業に歩み寄る姿勢が重要となる。中小企業側はこのような融資形態をとることで融資が受けやすくなったり、リレバンによる金融機関との連携によって社外からの視点で経営情報の見直しを行ったりすることが可能である。ABLやP.O.ファイナンスを利用できない小規模企業も金融機関がリレバンによって企業情報を正確に得ることができれば、この融資を受けることが可能であると考えられる。

終章

本論文では第一章で中小企業の一般的な定義や役割、第二章でこれまでの中小企業金融について直接金融や間接金融を挙げながら説明した。第三章では中小企業金融における現状や諸問題をおさえながら様々な資金調達方法について
5 考察し、企業や金融機関の資金調達におけるアンケート調査も取り入れることで現場の声にも耳を傾けてきた。そして第四章では、従来の中小企業金融をより円滑にまた対象とする企業融資の拡大に向けた案として ABL、P.O.ファイナンス、協調融資を提案する。

10 日本の中小企業が資金調達面において苦戦する信用力の低さや担保の有無などネックとなっている部分を克服できるよう手助けする形態をとるこの三つの融資手法は、間接金融に属しながらもそこにおける従来の悪循環に囚われることなく新規融資先の獲得やよりスムーズな資金調達の実現を試みている。

15 融資対象として金融機関が目を向けにくかった小規模企業などが資金調達システムを学び存分に活用していくことが求められる時代であり、金融機関側もそれをサポートするような資金調達方法を積極的に取り入れていく必要がある。

参考文献

<ホームページ>

- 政府広告 <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201311/2.html>
- 20 ● 中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
- 金融ジャーナル <http://www.economicjournal.co.jp/>
- 日本総研 <http://www.jri.co.jp/>
- 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>
- 25 ● 日本政策金融公庫 <https://www.jfc.go.jp/>
- 国際協力銀行 <http://www.jbic.go.jp/ja>
- 大垣共立銀行 <https://www.okb.co.jp/>
- 京都中央信用金庫 <http://www.chushin.co.jp/>
- 融資への有志 <http://www.credit-assessment.net/>
- 30 ● 日本金融通信社 <http://www.nikkin.co.jp/>

< 論文 >

- 鶴田零 「中小企業経営の現状と経営力強化に向けた展望」

http://www.murc.jp/thinktank/rc/quarterly/quarterly_detail/201101_01.pdf

- 5 ● 経済産業委員会調査室 柿沼重志・中西信介 「財政負担の視点から見た信用保証に関する一考察」

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h25pdf/201311402.pdf

- 10 ● 東京商工会議所 「中小企業金融に関するアンケート 調査結果」

<http://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=21510>

- 金流商流情報連携タスクフォース活動報告 「P.O.ファイナンスの企業ニーズ（中間）報告」

15 http://www.caos-a.co.jp/SIPS/documents/kinryushoryu_report2013may.pdf

- 中小企業庁 経済産業省 「下請中小企業の現状と今後の政策展開について」

http://www.kmt-ti.or.jp/wp-content/uploads/2014/11/130906183039_S20613210.pdf

20

< 書籍 >

- 「新時代の中小企業金融」 東洋経済新報社（2007） 小野有人

- 「新資金調達術」 TKC 出版（2010） 中村中

- 「図解要説 中小企業白書を読む」 同友館（2015） 安田武彦 監修、東洋大学経済学部 白書研究会 編

25

- 「こう変わる！中小企業の資金調達」 ダイヤモンド社（2009） 清水武信、中村中、久保田博三、新井信裕

- 「中小企業金融と金融環境の変化」 慶応義塾大学出（2007） 藤田康範、吉野直行 編